

パネルディスカッション

●パネリスト



二之宮 義人氏／弁護士

京都は学生が多いという特徴があり、消費者被害が集団化しやすい。市民生活センターに対しては、被害の相談が来るのを待つのではなく、被害情報をひとまとめて集団提訴に結び付けていくなど、「打って出る消費者行政」に期待したいと思う。

松本 恒雄氏／一橋大学法科大学院長・内閣府消費者委員会委員長

消費者が変われば企業も社会も変わる。問題は、「いかにして賢い消費者になるか」ということであるが、基本は「常識を身に着けること」だと思う。常識が働けば被害に遭わないし、そのアンテナがさびていると簡単にだまされたりすることから、消費者教育の在り方が重要となる。



渡邊 明子氏／京都生活協同組合副理事長・京都市消費生活審議会委員

消費者に自立が求められているとはいえ、本当に「賢い消費者」になることは難しいと思う。結局、自立する前に、どう生きるか、どう暮らすかということを考え、「ちゃんと暮らす」ことが重要ではないか。何かを一人で学ぶのは難しいが、人ととのつながりの中で、皆で学んでいくことが大事だと思う。

門川 大作／京都市長

京都の地域力や人間力を生かし、あらゆる行政を融合して、共に汗する行政を進めていきたい。そして、地域の中で常識を学び直し、「ちゃんと暮らせる」子どもを育てることができれば、地域の絆が深まり、学校教育も未来の社会も大丈夫だと思う。



●コーディネーター



松岡 久和氏／京都大学大学院法学研究科教授・京都市消費生活審議会会长

消費者としての常識をどのように身に着けていくかが鍵になるのではないかと思う。「ちゃんと暮らす」というのは良いキーワード。そういうことを考えること自体が第一歩であろうか。京都には支える力が十分にあるので、それを生かしていただきたい。

広告

●借金や過払い金の問題などでお困りの方へ

無料法律相談のご案内



クレジット・サラ金相談

相談料 初回無料（1回30分）

（京都弁護士会館と京都タワービルで実施！）

詳しくはお問い合わせ下さい!!



075-231-2378

きっとある あなたを支える 法と智恵
京都弁護士会



受付：平日（月～金）午後1時～3時30分

◆お電話いただければ、
弁護士に取り次ぎます！◆



075-255-4990